

香川県オリーブ生産者ネットワーク規約

(名称)

第1条 本会は、「香川県オリーブ生産者ネットワーク」と称する。

(目的)

第2条 本会は、オリーブ生産者やオリーブ事業者の枠を超えた連携体制を構築し、オリーブやオリーブオイル等の生産振興と生産技術の向上を図り、香川県のオリーブ農業の振興を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 会員相互の情報交換
- (2) オリーブやオリーブオイルの生産振興
- (3) オリーブ県オリジナル品種の普及
- (4) オリーブやオリーブオイルの生産技術の向上
- (5) オリーブやオリーブオイルのPR
- (6) オリーブやオリーブオイルについての調査研究及び情報収集
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 本会は、次に掲げる団体、法人または個人をもって構成する。

- (1) 香川県内のオリーブ生産者
- (2) 香川県内のオリーブオイル生産事業者
- (3) 香川県内のオリーブに関係する団体
- (4) その他、本会の目的達成のために必要と会長が認めた者

(加入及び脱退等)

第5条 本会に加入を希望する者は、加入申請書（様式第1号）を会長に提出し、承認を得るものとする。

- 2 本会から退会を希望する場合は、退会届（様式第2号）を会長に提出するものとする。
- 3 会員が本会の目的に明らかに反するような行為を行ったと認められる場合は、加入を取り消すことがある。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- 会 長 1名
- 副会長 2名
- 幹 事 5名程度

(役員の選任方法及び任期)

第7条 会長は、「特定非営利活動法人小豆島オリーブ協会理事長」をもって充てる。

- 2 副会長は、会長が指名する。
- 3 幹事は、総会において会員の互選により選出する。
- 4 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 任期途中で役員が交代した場合は、その任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 幹事は、本会の運営に関する事項を決定し、これを執行する。

(総会)

第9条 総会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 総会は、次の事項について協議する。

(1) 活動計画及び活動報告

(2) 規約の改正

(3) 役員の選任

(4) その他本会の運営上重要な事項

3 会議の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第10条 本会に役員会を置くことができる。

2 役員会は、必要に応じて会長が招集し、議事を整理する。

3 会長は、必要に応じて会員以外の者を役員会に出席させることができる。

(事務局)

第11条 本会の事務局は、香川県農政水産部農業生産流通課内に置く。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

付則

この規約は、平成30年9月11日から施行する。

(様式第 1 号)

令和 年 月 日

香川県オリーブ生産者ネットワーク会長 殿

住 所
氏 名※

加 入 申 請 書

香川県オリーブ生産者ネットワーク規約第 5 条の規定に基づき、加入を申請します。

※法人または団体にあつては法人または団体名及び代表者名を記載する。

団体にあつては、構成員の名簿を添付する。

自署の場合は押印を省略することができる。

(様式第2号)

令和 年 月 日

香川県オリーブ生産者ネットワーク会長 殿

住 所
氏 名※

退 会 届

香川県オリーブ生産者ネットワーク規約第5条第2項の規定に基づき、退会を届け出ます。

※法人または団体にあつては法人または団体名及び代表者名を記載する。

自署の場合は押印を省略することができる。